# フランスの高等教育機関における いじめ、ハラスメント

# 市 川 直 子 城西大学 現代政策学部

#### 要旨

本稿はメディアの提供する情報をもとにフランスの高等教育機関におけるいじめやハラスメントの様相を鳥瞰し、その対策の骨格を明らかにする。学内におけるいじめ、セクシャル・ハラスメント、モラル・ハラスメントは、どれも最終的には個人の尊厳や統合性を侵害するものとして法律により禁止されている。

**キーワード**: フランス、高等教育機関、いじめ、ハラスメント

# I はじめに

いじめは通例、小学生と中学生の終わりにピークがあり、せいぜい高校生くらいまでと理解されている。そのためフランスの国民教育省は小・中・高を中心にハラスメント防止対策を講じている。このスクール・ハラスメントは初等・中等教育機関に通う児童生徒に関するものであり、高等教育機関に所属する者が直面するいじめやハラスメントは、そこに含まれない。しかしながら高等教育機関において、いじめやハラスメントが存在しないわけではない。新入生に対して、ハラスメントの一種であるいじめに気をつけるようにと注意を呼びかけるものがある。

古典的なハラスメントは曖昧だが継続的であり、時間をかけて被害者を傷つけていく。それに対し新入生に対するいじめは一時的なものであるが、集団で行うので遥かに狂暴である。最も弱い者が標的にされるという点では、ハラスメントもいじめも同じである。またハラスメントをする者もいじめをする者もしばしば同じ動機を持っている。自分に自信のない者たちがより弱く見える者を攻撃することで自己評価を高めていくのである。但し、児童生徒の受けるスクール・ハラスメントとは異なり、大学生たちが直面するいじめは学生がそこから距離を置いて身を護ることができる。このように高等教育機関に特有のいじめがあり、さらにハラスメントのあることが指摘されている(1)。

本稿はフランスの高等教育機関で発生している若干のいじめとハラスメントに関する問題を取

り上げる。もっとも、学生の溢れる国立大学を中心としたフランスの高等教育機関と、少子化に 悩む私立を多く含む日本の大学とでは、その置かれている状況が大きく異なる。そこで本稿は、 まずフランスの高等教育機関の仕組みを一瞥し、その上で一般学生や教職員たちが遭遇するリス ク、特にいじめやハラスメントに焦点を当てて現状の把握を試みる。そしてそれらをなくすため の取り組みに言及し、最後にフランスの高等教育機関におけるいじめやハラスメント規制の特徴 に触れる。

# Ⅱ フランスの高等教育研究機関

#### 1 高等教育機関の概要

はじめに高等学校を卒業した若者に開かれている学校を見てみよう。それは大きく3種類ある。そのほとんどが国立である大学約70校は大規模であり人文科学・社会科学・自然科学といった多様な分野の教育を行う。私立を軸とするグランゼコール約500校は、主に技術系と政治経営系の教育を担う。そしてグランゼコールへの入学を目指す高等学校付設の準備級500校程も在籍する学生に高等教育を授けている<sup>(2)</sup>。

# i 大学

中等教育の終了を意味するバカロレアの取得者すべてに開かれてきたのが大学である。2005年のフィヨン改革時、同一世代の5割を高等教育の学位保持者にすることが叫ばれていたが、2018年春には既に同一世代のバカロレア取得者は9割を超えている<sup>(3)</sup>。大学は大衆化し学力の異なる大量の学生を抱え込むことになっているため、そこには2018年秋より入学者を振り分ける制度が導入されている。

大学には2002年から外国との国際交流を促進するための課程期間に関するヨーロッパ標準が導入され、大学教育課程は8年制になっている。学生は第1期で3年間の科目履修をすると学士号を取得できる。さらに第2期に進んで2年間の研究を続けると修士号を取得することができる。研究者を志望する学生は第3期に進み、さらに3年間の研究を積んで博士号を取得していく。

博士課程までの学生すべてが集まる大学は学部から構成されるが、1968年のフォール法により旧来の学部は解体され、1984年のサヴァリー法により現在の教育研究単位でまとめられている。もとよりそこでは教育が主に行われ、より深い研究はやや自律した学院などの組織で行われることが多い。法学部は教育内容の専門性から実務家養成校と連携し、医学部や薬学部などは大学病院センターの一部として位置づけられている。以下では研究を基盤とした専門教育を行うとされる大学でもスペシャリストを育てるために学生にとっては難関として知られる学部とグランゼコールに触れてみる。

#### ii 法学部

法学部には法曹を目指す学生が入ってくる。大陸法に分類されるフランスの法学研究は英米法研究と異なり法理を重視するため他の社会科学とは峻別される。法学部生の履修する科目は後に受験する司法試験の科目とほぼ同一であり科目配置もヨーロッパ標準の枠組みと必ずしも合っていない。法学部の最初の2年間では公法と私法の基礎教育を受け、続く2年間すなわち学士課程3年生と修士課程1年生のときに専門分野の法学教育を受ける。その後、法曹養成校に移って実務家になるための修習を受ける。この大学教育から職業教育に移る法曹養成校の入学試験が学生にとっては突破しなければならない関門になる。弁護士になるには全国に11校ある弁護士学校に入って1年半の初期修習を受ける。裁判官と検察官のことを指す司法官になるには全国に1校しかない国立司法学院に入って3年間の初期修習を受ける。その後も継続的な修習を積んでいく。したがって法曹を目指して法学を専攻する場合、学生は入学から4年後以降に受ける法曹養成校の試験に合格するために当初から猛勉強をすることになる。実際のところ1年生から2年生に進級できる者は約4割と厳しいものがある<sup>(4)</sup>。

#### iii 健康系の学部

薬学部には薬剤師を目指す学生が入ってくる。早くから医薬分業体制が確立したフランスでは6年間の薬学教育がすべて大学で行われる。1年生の後半に選抜試験があり2年生に進級できる者は約3分の1に絞られる。2年生から薬学独自の専門教育を受けながら薬局などでの研修も積んでいく。5年生の終わりにさらにコース選抜試験を受け、学生はその結果により第3期の1年目である6年次に、半年間の研修を受ける1年間の短期コース又は3年間ないし4年間の長期コースを選択し、それぞれ一般薬剤師か病院薬剤師として働くことができる国家資格を兼ねた学位を得ていく。

医学部も同様である。1年次の終了時に健康系学部に共通する試験があり獲得点数の高い者だけが進級できる。国が決める進級者数は2018年秋に増員されたが、学生にとり狭き門であることには変わりがない。医学教育も6年制で学生は2年生ないし3年生で基礎医学を修め学士号を、続く4年生ないし6年生で医学全般を学び修士号を得る。学年の終わりには論文を作成するほか卒後研修を決めるコース選抜試験を受ける。獲得した点数により学生はさらに3年間のトレーニングを受ける一般医コースと4年間ないし6年間のトレーニングを受ける専門医コースに分かれていく。

したがって薬剤師や医師などを目指す場合、学生は入学後1年目の終了時に受ける選抜試験を 通過して初めて薬学や医学などに触れることができるようになる。歯科医師などになろうとする 者も同様の険しい道を辿ることになる。

#### iv グランゼコール

大学は法学や薬学、医学を扱う学部で法曹や薬剤師、医師などの専門家を輩出するが、それ以

外の理系または社会科学系の分野ではグランゼコールが能力主義の高等教育を施している。これはフランス革命期の前後から創設され出した職業教育を強く意識するフランス特有のエリート養成機関である。

バカロレアを取得すると成績優秀者はしばしば高校付設のグランゼコール準備級に2年間通う。大学に登録しながら準備級に通う者もいる。この準備級で行われる教養教育は高等教育とみなされ、この課程の修了者には2年間の大学教育を受けた者に等しい資格が与えられる。その上で難関グランゼコールの入学試験に合格すると、多くが3年制の理系または社会科学系の専門教育を身につけていく。そして卒業時には大学の国家修士号に相当するグランゼコール修士号という名称が冠された学位を得て就職していく。

したがって若者が実業界の上層に食い込もうとする場合、まず準備級の熾烈な受験期間を潜り 抜け、2年後に受けるグランゼコールの選抜試験も勝ち抜いていかなければならない。

# 2 小 括

以上が学生側から見たフランスの高等教育機関の上位層の大要である。中等教育を終えた者すべてに開かれ深淵な学問が追究されるという大学観とは異なり、実際には上位者のみが進級し独立したり大手企業に就職したりしていく競争的な高等教育システムの存在が判明する。法学部や健康系学部そしてグランゼコールなどの学生は各種の選抜試験を通過するために猛勉強をし、人数制限のある枠に入れなかった者は容赦なく留年あるいは転部となる。逆に枠内に入りさえすれば専門職としての明るい人生のレールが敷かれたようなものである。

他方において、学問研究に携わろうとする場合、学生は博士号を取得した後、全国大学評議会の実施する研究指導者資格の審査を受け、その合格者名簿に登載される必要がある。その上で大学などに採用されて初めて教育と研究の双方に携わる高等教育研究機関の教員になることができる。法学などの社会科学系で教授職に就くには、さらに上級教育資格を得ていることが求められる。

大学などの教員には高度の教授の自由が認められているが、国の統制もまた強く受ける。フランス全土が国民教育省<sup>(5)</sup> 及び高等教育省の地方行政区画である大学区で分けられ、大学区長は地域の教育すべての責任を負う。そして大学には大学区長が出席する運営会議のほか教学会議が設置される。この2つの会議体を両輪とする大学は2007年の大学自由責任法や2013年の高等教育研究法により大規模な改革が進められてきている。高等教育研究機関に所属する者が常に国際的な厳しい競争に晒されていることは言を俟たない。

このようなプレッシャーの強い高等教育研究体制の下で生きる学生や教職員の直面するのが、 それを跳ね除けようとする桁外れの息抜きであり、また迷惑な嫌がらせであったりする。

# Ⅲ 高等教育機関におけるいじめ・ハラスメント

フランスでは学生たちが社会運動を主導した 1968 年の 5 月革命が有名であるが、その後も現在に至るまで組合活動は盛んである。学生も教職員もそれぞれに横断的な団体を結成し自主的な活動や政治への働きかけを行っている<sup>(6)</sup>。本章では被害者のみならず組合が内部通報者となり大学当局を動かしたり国の教育政策に影響を与えたり、さらには裁判所に提訴したりしている大規模ないじめやハラスメントの事例を取り上げる。マスメディアの視点を通してフランスの高等教育機関に特有のいじめやハラスメントのあることを確認する。もちろん新聞に掲載されたりテレビで放映されたりするということは、それが一般人にとっても非日常的で驚きをもって受け取られるニュース性をもっていることを意味しよう。

# 1 先輩が後輩に対して

新学期が始まる秋の新入生歓迎会は、高等教育機関の中でも名門グランゼコールにおけるものが広く知られている<sup>(7)</sup>。しかし大学に所属する在校生たちが催すイベントも伝統がある。それらは一般に同期生の仲間意識を育くみ、後の職業人生で意味をもつ先輩と後輩の関係を築いていく好機と捉えられ、多くの人々から温かく見守られている。しかしながらこの本来の筋から逸れるものもある。槍玉に挙げられているのが新入生いじめや新入生いびりに変わり果てたパーティーである。近年に多い週末に催される歓迎会も同様の傾向がある。

#### 1-1 事 例

大学やグランゼコールなどの新入生いじめに関する記事は、ここ数年の新聞紙を捲るだけでも 十分すぎるほどに散見される。

#### i クレテイユ大学医学部

パリ東クレテイユ大学の医学部2年生に対する歓迎会は2016年に取り止めになった。それは直前に次のような前年の度を越した行為が発覚したためである。歓迎会の主催者は学生団体の3年生であり、対象者は1年次末の試験合格者であった。同期生150名のうち自由参加した120名ないし130名が屠殺された牛鹿の頭部を舐めさせられたり山羊の内臓などから染み出た液体の上を腹ばいにさせられたり動物の血液や糞尿などを投げつけられたりしていた。この記事が全国紙に出た翌日、大学の運営会議は由々しき事態としてこのような歓迎会を断固として非難した。被害を受けた学生をサポートし、この種の風紀の乱れを予防かつ処罰する旨を決議した。そもそも前年末、この歓迎会の実態を告発した匿名のメールが医学部長のところに届いていた。告発を受けた学部長は不名誉な品位を損なう行いを控えるよう促す手紙を全学生に送付していた。また記事が掲載されると、国民教育相は憂慮すべき事態として行政調査を行う旨を発表し、視察官による調査が行われた<sup>(8)</sup>。

#### ii カーン大学医学部

ノルマンディーの街カーンにある医学部の新入生歓迎会の場合も同様である。2017 年 10 月、カーン大学医学部で開催予定であった歓迎会が中止に追い込まれた。その1 か月前、2 つの学生団体が在校生の不穏な動きを察知し、前年の歓迎会の興に乗りすぎた行為の写真や静止画を不埒な振る舞いの証拠として学長や大学区長のほか裁判所に提出したことによる。学生組合の握る証拠や新聞記者が集めた証言によると、60 名程の上級生たちが下級生たちをやる気の度合いに応じてグループ化し、自発性の高い A グループの学生には糞尿や魚の内臓にまみれて這いつくばって犬のエサを口にさせたり生きた金魚を飲み込ませたりしていた。嫌悪感の高い C グループの学生には頭上から卵を投げつけたり小麦粉をまぶしたりしていた。また自らも Facebook で点数を獲得するために性器を露出したりポルノ動画を撮影したりしていた。学生団体からの訴えをもとに検事が捜査を開始し、従前の歓迎会で前後の見境のない愚行のあったことが認定され、学長が歓迎会の中止を要請した<sup>⑤</sup>。

#### iii レンヌ大学歯学部

2017年9月末、レンヌ大学歯学部の2年生約300名がブルターニュ南部で開かれた週末の歓迎会に参加していた。その最中の日曜日の朝、学生1名がキャンプ場で亡くなっていることが判明した。一緒にいた学生らによれば、キャンプでは足に水泳のフィンをつけて駆けっこをしたり夜更けまで踊り明かしたりしていた。喧嘩が起きた形跡もなく遺体にも暴力を受けた痕跡がなかったことから検死に回されたところ、遺体から昏睡状態に陥る可能性のある多量のアルコール分が検出された。学生からの聞き取り調査によると、故人は金曜日の晩ほとんど眠らず、翌日に浴びるような飲酒をして気分が悪くなり、過飲者用に張られたテントの中に寝かせられた。しかしそこには誰もいず、故人は何の手当も受けていなかった(10)。

# iv ESCP ヨーロッパ

旧称パリ高等商業学校はグランゼコールの中でもフランス最古の著名なビジネス・スクールである。ここは詳細な内容を明らかにしていないが、2017年9月に行われた週末の歓迎会に逸脱があったことを認めた。以後、従来の歓迎会は中止して学生団体が主催するセミナーに代える旨が発表されている<sup>(11)</sup>。

#### v 国立芸術工芸高等学院

科学技術エンジニア系のグランゼコールである国立芸術工芸高等学院のアンジェ・キャンパスにおいて 2017 年 10 月に行われた歓迎会が暴走した。16 名の新入生が腕に数字を刻まれ火傷を負った。翌日、学校側にもたらされた通報により調査が始まったが、2 か月後、学校側は被害者も加害者も特定した上で、しかしながら加害学生を無処分とする旨を決定した。学校側によれば被害を受けた学生もその両親も苦情を申し立てなかったためであり、学校側も検察に通報しなかった(12)。

#### vi トゥールーズ看護学校

2018年9月にはフランス南西部のトゥールーズにある看護学校の羽目を外した大騒ぎが

France 2 などのニュース番組で放映された。大学病院センター付属の看護学校では新入生 250 名が 1 時間以上にわたり在学生の仕掛けた悪ふざけに巻き込まれた。新学期の始まったその日、新入生全員が集まっている大教室に在校生 100 名余りがなだれ込み、一人ひとりの手足を他の新入生の手足と粘着テープでつなぎ留めていった。その上で学校の前庭において彼らの頭部めがけて卵を投げつけたり小麦粉や酢、ケチャップ、マヨネーズなどをまき散らしたりした。淫らな歌を口ずさむ者もいて、頬にいかがわしい絵を描かれた女子学生もいた。この派手な騒動は映像や写真に撮られ、学生組合と病院当局がともに告発した。もっとも学生組合の掴んでいる情報では同様のイベントが前年にも行われていた(13)。

#### 1-2 小 括

新学期の初めに行われる歓迎会は勢いにまかせて乱れすぎたものも含めて多くが楽しい雰囲気の中で行われているようである。昼間のお祭り騒ぎであることもあるし、夕暮れどきの飲み会のこともある。週末のリクリエーションとして、さらには文化的な催しやスポーツ活動の中で半ば公認された行事、通過すべきイニシエーションとなっている(14)。しかしながら上記の医療系のイベントは一斉に下級生たちの品位を落とさせる上級生たちの一方的で身勝手な振る舞いになっている。フランスでは酪農のみならず畜産業が盛んであることを考慮しても若者の浮かれた遊戯として許容される範囲を超えている。まして後日に死者が出ている飲酒イベントは過剰なアルコールの摂取を強制しているのではないかと問題視されている。さらにそこでは仲間意識が育まれるので仲間以外の者に口外しない傾向がある。これも問題の解決を難しくしている。グランゼコールの火傷事件でも当事者がみな苦情を申し立てず学校側もそれを認めている。トゥールーズ看護学校の事件でもテレビ局がインタビューをした学生は誰も証言をせず、沈黙の掟があるとまとめられていた。

# 2 男性教員が女子学生や女性教職員に対して

若者が集う大学やグランゼコールでは、学生はもちろん勉学に勤しむが仲間と交友を深め、男女の語らいが恋愛に発展する例も少なくない。しかしながら良好な関係を保てずに破綻すると、それは一方的に性的な関心を寄せて学問研究の遂行を阻害するセクシャル・ハラスメントに転落する。

# 2-1 事 例

マスコミで取り上げられる事件の多くは学生と教員がセットになっているセクシャル・ハラスメントである。

# i エクス・マルセイユ大学

南フランスのマルセイユ大学病院感染症センターで国立科学研究センターなどに所属する男性 研究長が性的言動を繰り返すセクシャル・ハラスメントと身体的な接触である性的暴行を認定さ れたことにより職を解かれた。この事件は実習室で重大な問題が発生したことを通報する匿名の手紙をその発覚の端緒とした。労働衛生安全環境委員会が調査を開始すると、技術職と学生の女性2名が被害を受けていることが明らかになった。国立科学研究センターの男女同数で構成される懲戒運営委員会が2017年10月、研究長の解職を決定した。エクス・マルセイユ大学の組合関係者によれば、学部長は2015年からそれらしき噂を側聞していたが、上層部や検察にそれを知らせずに内部でことを収めてきた。懲戒に至るまでに7年以上の歳月が費やされた(15)。

# ii リール第3大学

北東フランスにあるリール第3大学では男性講師が懲戒処分を受けた。2008年に開設された 心理学の女性講師のハラスメント監視情報室に相談が寄せられことに調査の端を発する。同僚の 心理学の男性講師が少なくとも4名の女子学生に対してセクシャル・ハラスメントを犯したというものであった。その証明は困難を極めた。教員側には広範な裁量権があるほか、自由に同意された関係という教員側の主張を崩さなければならなかったからである。そこでハラスメント行為には反復性があることを前面に押し出して学長に告発した。2016年1月、当該教員に対し1年半の間、給料の半額への削減のほか学生の教育及び指導の禁止という懲戒処分が下された。リール第3大学の懲戒委員会によると、「X氏の不正行為は、学生たちに対する教員の地位を濫用し、彼女たちとの間において不平等な関係性を引き出したことで、相手方の意に反する性的意味合いをもつことを重苦しく執拗に繰り返して行った。それは威嚇的な状況を作り出したことによりセクシャル・ハラスメントを構成する」(16)。

# iii レンヌ第2大学

北西フランスにあるレンヌ第 2 大学では 2016 年、女性教員 2 名が同僚の男性教員 3 名からセクシャル・ハラスメントを受けたとして名乗り出た。その告発を受けた人事部長と産業医は正式な会議にかけた上で学生からの聞き取り調査を実施した。同年 5 月、懲戒委員会は学生の証言を得て教員 1 名のセクシャル・ハラスメントを認定し、2 年間は昇進などを停止させ最終的には免職とした。しかし残る教員 2 名についてはセクシャル・ハラスメントと特定しうる事実を確認できないとした。もっとも事件はそこで収まらず、2017 年 1 月、博士課程の女子学生が指導教授を性的侵害と強姦の疑いで訴えた $^{(17)}$ 。

#### iv ポワチエ大学

フランス西部に位置するポワチエ大学では 2016 年 7 月、法学教授が複数の学生に対してハラスメントを行ったことを理由に 5 年間の教職からの追放を言い渡された。女性を軽んずる発言や在住するパリへの招待をしつこく行ったことによるが、この教員の行動は周知のものだったと言われる。言い渡された教員は数十頁にも及ぶ資料を学内の懲戒委員会に提出して反論したが、それにしくじると自己の防御権が侵害されたことを理由に全国高等教育研究機関会議に不服を申し立てた(18)。

#### v リヨン第2大学

加害者の男性教員と被害者の女子学生はともにリヨン第2大学に所属していたが、問題の発生

した場所はグランゼコールのリヨン高等師範学校にある共同研究ユニットの研究室であった。リヨン第2大学の懲戒委員会は2018年4月、当該教員が博士論文の指導をする際に権限を濫用してセクシャル・ハラスメントを行ったと認定した。その結果、当該教員は12か月にわたる教育研究に関する職務すべての禁止と無俸給を宣告された。当該教員は2018年7月、全国高等教育研究機関会議に不服を申し立てている<sup>(19)</sup>。

#### 2-2 小 括

高等教育研究機関を舞台としたセクシャル・ハラスメント事案には、一方において、相互に対等なはずの学生間で発生したものがある。フランス全国学生連盟は最近まで男性優位の考え方や仕組みのあったことを指摘している。1980年代に遡る沈黙の文化が2010年代まで続いていた。ここに米国発のハラスメント告発運動の波が押し寄せてきた。#MeToo運動は2017年秋から2018年春にかけてフランスの大学でも広がり、多くの女子学生がみずからの被害体験を語り出した。

他方において、教える側が教わる側に対して行使する教育権限の大きさから、大学特有のセクシャル・ハラスメントのあることが指摘されている。教員と学生との間で生じるセクシャル・ハラスメントである。 それは教員と学生という主従関係や知的ヘゲモニーのある関係、さらにリスクのある2人組などと表現されている。とりわけ論文指導<sup>(20)</sup>をする教授と博士課程の女子学生との間では、次にみるモラル・ハラスメントとも関連した深刻なセクシャル・ハラスメントが起きやすくなっている。しかも解決は容易ではなさそうである。先のポワチエ大学やリヨン第2大学の例では加害者とされた教員が処分に対する不服申し立てを全国高等教育機関会議に対して行い、エクス・マルセイユ大学やレンヌ第2大学の例では刑事訴訟に発展し、さらにリール第3大学の例では加害教員が後にフランスから出国し渡米している<sup>(21)</sup>。

# 3 学長や学部長が教職員に対して

大学は教職員にとっては職場である。同僚と挨拶を交わすだけではなく仕事を進めるにあたりウィットに富んだ表現が交わされることもある。休憩時間には親しみを込めたユーモアあふれる会話で弾むこともあるだろう。波風が立ち暗雲が立ち込めたときに問題が発生する。言われる側には耐えがたいブラック・ジョークが発せられたり、場合によっては高話が刺々しい雰囲気を醸し出したりする。ある者が狙い撃ちをされて精神的に追い詰められることもある。当事者間に明確な意識の差のある言動がメンタル・ヘルスにかかわるモラル・ハラスメントである。

# 3-1 事 例

# i グルノーブル第3大学

人文科学部長をしていた言語学の教授は大学と国立科学研究センターのメンバー2名に対して モラル・ハラスメントを行ったことによりグルノーブル小審裁判所から罰金5.000 ユーロを科せ られた。また被害者に対し精神的損害を賠償するものとして2,000 ユーロの支払いが命じられた。 当該教授は2005 年から2007 年にかけて女性5名と男性1名から屈辱的、性差別的、性的な発言 や暴言を繰り返すハラスメントをしたことを理由に訴えられていた。当該教授は「自分は陰謀の 被害者だ」と反論していたが、すでに懲戒手続きを経て2009 年に退職していた。裁判所は原告 2名について被害の訴えを認めたが、残る4名については訴えを認めなかった<sup>(22)</sup>。

# ii ブレスト大学

ブルターニュ地方のブレスト大学で2008年、女性の哲学講師が亡くなった。1年の試用期間の終了時に正式な講師採用がなされなかったことを苦にした突発的な自殺であった。アグレジェ資格をもつ国際的に著名な研究者であったことから怪しんだ他の哲学教員たちが学長と人事委員会の決定の点検を求める抗議運動を展開した。2年後に始まった視察官の調査により、決定には多くの規則違反のあったことが判明した。2名しか出席していない委員会で件の講師の不採用が決定され、しかもその理由は講師の居住地のようであった。同僚によると、教員は週1日ないし2日の講義を終えるとパリに戻ってしまうグループと大学周辺に居を構え手間のかかる教育や学部運営にまつわる雑務をこなしているグループに分かれていた。法定の採用基準ではないものの人事で新任教員の居住地が重視されても不思議ではないとのことであった。ブレスト大学の運営会議は人事委員長に責任があると判定したが、当該講師の自殺については明言しなかった(23)。

# iii パリ第6大学

技術職の男性が2013年3月、自宅のアパートの窓から飛び降りた。亡くなる前日及び当日、故人は同僚に電話をかけていたが、そのときの様子は精神的に追い詰められ深刻に悩んでいるようであった。長期間にわたり周囲の者から嫌味を連発され、つまはじきにされていた。仕事のスケジュールを自分で決められずワークスペースも小部屋に移されて他者からの引き離しが行われていた。複数の者から軽蔑的な言動を繰り返されていたとの証言を得て職場環境、故人の受けていた抑圧そして自殺との関係性が明らかになってきた。そこで遺族は故人がモラル・ハラスメントを受けていたとして労働組合に相談した。専門家からなる学内組織が緊急に立ち上げられ調査が行われた。作成された報告書では、故人が所属していた機関は「虐待的で病気を引き起こす組織」と記された。遺族は行政裁判所に大学を訴えている(24)。

#### iv グルノーブル・アルプ大学

世界最先端の研究を進めている大学でも騒動がある。グルノーブルのメディアが2018年9月3日付で「グルノーブル・アルプ大学の教授は『策略』の被害者か、それとも刑法より上にいるのか」という記事を掲載すると、2日後の同月5日付で批判された教授が「グルノーブル・アルプ大学における職場のモラル・ハラスメントの恐怖」と題する反論文をネット上で公開した。このやり取りは同年7月10日付の全国高等教育研究機関会議の決定に対し、フェミニスト団体等が同年8月28日付けで公開した抗議の書簡を受けたもののようである。

地元メディアが重視した学生側の言い分によれば、当該教授は12名の学生に対して教員として不適切な発言、つまり「きれい」、「可愛い」、「セクシー」、「男らしさに欠ける太ったぬいぐる

みの熊ちゃん」などと口にし、学生に対してセクシャル・ハラスメントを行った。教授の反論するところによれば、学部内が荒れた 2011 年から 2013 年にかけて学部長の職を辞すように圧力をかけられ、さらに 2013 年から 2018 年にかけて今度は元学部長と元学長からのモラル・ハラスメントに晒された。その人間狩りの一環で学生たちは虚偽の証言をするように動員された (25)。

#### 3-2 小 括

モラル・ハラスメント事案では、一方において、被害者が心を病んで自殺をしてしまうケースがある。ニュー・パブリック・マネジメントがフランスの高等教育機関を大改革に導くなかで、教員間の待遇の不平等、不公平な判断が蔓延し、うつ、燃え尽きそして自殺が多数、発生していた<sup>(26)</sup>。本人のみならず故人の友人や遺族が職場全体に漂うモラル・ハラスメントを訴えている。

他方において、被害を受けたと主張する者が集団を組んで攻撃的にモラル・ハラスメントの加害者を追い詰めていくケースがある。このとき加害者と目される側はそれを奸計だと反論することが多い。後者の場合、セクシャル・ハラスメントの加害者に仕立て上げられた男性がそれをモラル・ハラスメントであると主張し、セクシャル・ハラスメントとモラル・ハラスメントが交差することがある。

このような職場環境をめぐるハラスメントや当事者双方の言い分が真っ向から対立するハラスメントは立証が難しく、内輪で公平な解決に至るのは困難である。学外の公正な判断に基づく適切な対応のなされることが肝要になってくる。それが大学視察官の調査であり全国高等教育研究機関会議の決定であり、さらに裁判所の判決となっている。

# Ⅳ いじめやハラスメントへの対応

いじめの要素を含んだ悪戯やハラスメントは良くないという意識の高まりから、それらをなくすための取り組みがなされている。

# 1 いじめ規制

# 1-1 歓迎会の逸脱防止対策

# i 注意喚起

高等教育相は新入生歓迎会が本来の趣旨から逸れることがある旨を認める。その悪質化の防止対策として学生団体に向けた注意事項を2011年付けで4点、明示している<sup>(27)</sup>。

第1は歓迎会が安全であることを担保する検査係が置かれることである。この検査係は歓迎会を開く学生団体やその協賛機関などに所属する者が選任したり担当したりする。歓迎会の当日、主催者により現場に派遣された検査係が実際には歓迎会が安全性を確保できていないと判断するとき歓迎会を中止することができる。

第2に緊急通報の電話番号が大学区ごとに設置される。月曜日から金曜日の朝9時から夕方

18 時まで学生やその家族、主催者や諸団体など誰からの電話も受け付ける。通話者は他者に知られることなく助言を受けたり励ましを受けたりすることができるほか関係機関に回してもらうこともできる。

第3は歓迎会を開催する組織がルールを定めること、そして適切に運用すべきことである。すなわち歓迎会を主催する学生団体はガバナンスについて話し合っておく。主催者が秩序ある歓迎会を実行するために、例えば市役所や県庁などに事前にポスターを貼ったりアルコール飲料などを取り扱ったりするときの規則を明らかにしておく。消防署や赤十字などの安全面を管轄する組織や健康保険組合、さらに道路の安全を確保する警察当局とも連絡をつけておく。特に推奨されているのは入学時の前後を問わずに行われるイベントについて、大学長や高等教育機関長に宛てて主催者が届出をしておくことである。

第4は法的措置である。いじめの場へと変質した歓迎会は刑法の対象となることが明示されている。2017年1月27日の法律<sup>(28)</sup>により改正された刑法典法律225-16-1条は次のように定める。

「暴力、威嚇、性的暴行の場合を除き、学校、スポーツ及び社会教育の場に関連した行事又は集まりにおいて、その意に反するか否かにかかわらず、他者に恥辱的若しくは品位を落とすことをさせ又は過剰なまでにアルコールを摂取させることは、禁錮 6 か月及び罰金 7,500 ユーロに処する。」

この主として学生の行いに関する処罰は 1998 年 6 月 17 日の法律 (29) 14 条で定められた。対象者は新入生に限らず本人の同意の有無も問わないすべての者である。当時、その適用場面は学校及び社会教育の場であったが、その後の改正でスポーツ界も追加された。さらに飲酒の強要の禁止も加えられ制裁も強化されている。罰金額は 1998 年に 5,000 ユーロであったが 2009 年には 7,500 ユーロに増額された。加えて相手方が法定の弱者であるとき、その金額は 15,000 ユーロにまで引き上げられる。さらに直接に損害を与えなかったとしても損害の実現を許す状況の出現に寄与したか又はそれを発生させたり避けることができる措置をとらなかったりした者も法的な責任を問われる。高等教育機関の責任者は軽罪が侵されたと思料される情報を掴んだときには検察官に通報しなければならない。学生に対しては停学や退学に至るまでの処分を、教職員に対してはいじめを助長したり促進させたりしたとき又は止めに入らなかったときに懲戒処分を課すことができる (30)。

# ii 憲章

先述のレンヌ大学の学生の死亡を受けた 2017 年 10 月、高等教育相は「祭イベント及び集まりの実施に関する学生必携書」と題されたガイドブックを作成した。さらに全国学生 9 団体 (31) とともに「学生の祭イベント及び集まりの主催者団体の憲章」の策定に乗り出し、翌 2018 年 10 月、高等教育相と関連団体は完成した憲章に署名をした。この憲章は学生生活を時節で区切る儀式や学生の集会を禁止することではなく、合意された活動によってそれらのイベントの際に生じる危険をすべて取り除き、参加者の安全を十全に確保するためのものであると断っている (32)。

まず前文において「本憲章の目的は、学生の祭イベントや集まりを主催するときに学生団体、

教育機関及び大学区本部が協力することである」と謳った後に本文4か条が続く。第1条は学生の祭イベント及び集まりを導く原則を、第2条は指導原則の実施をそれぞれ定める。第3条は署名した学生団体と教育機関との取極めであり、第4条は憲章の遵守を定める。すなわち本憲章が遵守されないとき署名団体は次のような処分を受ける。それは校内からの本部の撤去、分所の設置の禁止、手当の不交付、受けた補助金の返還などである。

憲章には学生主体のイベントの届出書が添付されている。そこで記入を求められる事項は主催者の名称、イベントの種類、参加者の安全に関する事項、危険の予防措置の4点である。安全に関する事項では主催団体は救急救命士の資格を得ていること、現場に保安専門の者が常駐していること、プロの保安要員が待機していること、指導員やリーダー格の者が現場で見回りをすることなどが確認されている。また危険を予知してなくす対策については飲料販売コーナーの設置の有無やプロのバーテンダーが来るかどうかが確認され、アルコール飲料を持ち込む場合、その量、価格、バーの運営などについて詳述することが求められている。その上で帰路の安全性、アルコールや精神にかかわること、そして安全に配慮する方法その他についても記述し、最後に署名をすることが求められている。

# 1-2 小 括

上記の注意事項4点は2011年のものである。第1の自己点検や自浄作用に期待する仕組みは先に見たクレテイユ大学やカーン大学の歓迎会が悪質ないじめの現場に変質していたことを想起すると、あまり機能していないようである。実際、いじめの中止をもたらしたのは、学生団体による学長や検察官への通報であった。第2についても、電話相談は現実には学生団体が24時間体制で行っているため、被害学生が電話をかけるというよりも、学生団体が通報するときの窓口のようである。第3についても、手続き的な助言はいじめの直接的な防止や予防というよりも、いじめが秘密裡に行われないように半ば開放的なものにすることを狙ったものである。そのため普通の歓迎会が自治に立脚することを考慮して大学などへの届出制の導入には踏み込んでいなかった。この状況を一歩進めたのが2018年に合意された憲章である。第4の立法措置は実際にはあまり活用されていないようである(33)。憲章の策定においても学生の自覚に基づく自律的な営みが大切にされ、国は事故だけを防ぎたいという姿勢を明らかにしている。

高等教育機関における学生同士の仲間づくりに関する規制については、学生気質や社会の変遷などをより正確に把握した上での検討が必要であろう (34)。

# 2 セクシャル・ハラスメント規制

アングロサクソン諸国で始まったセクシャル・ハラスメントの議論は長らくフランスでは受け 入れられてこなかった。しかしそれは徐々に浸透し明らかな広がりを見せてきている。

#### 2-1 対 策

#### i 背景

現在、フランスにはセクシャル・ハラスメントを禁止する規定が刑法に置かれているが、その 規定は初めに挿入されてから幾多の改正を受けてきている。まずヨーロッパ全体の動きのほかフ ランス国内でも事件があった。1978年、キャンプをしていた若い女性2名が襲われるという事 件が発生した。このエクス訴訟を介して個人の自己決定権が主張された。それにより刑法典に一 方的な性交渉に関する強姦罪が新設された。続く1980年代の議論を通して性交渉には及ばずと も性的暴行になったり卑猥な言動をすることも性的嫌がらせになったりするという考えが優勢を 占めていった。刑法典に性的暴行やセクシャル・ハラスメントの規定が設けられるのは 1992 年 の法律(35)による。このとき保護法益と考えられたのは個人の統合性である。後にモラル・ハラ スメントでも用いられる権限の濫用が構成要件の中心を占め、「性的な利益を得る目的で自らの 職務に与えられている権限を濫用する者が命令、強迫又は強制という手段を用いて他者をハラス メントすること」の禁止が明記された。さらに 1998 年の法律(36) は上記の手段に「重大な圧力」 を加えた。その後 2002 年の社会近代化法 (37) によりセクシャル・ハラスメントの射程範囲は大き く広げられた。法文から権限の濫用や手段に関する規定が削除され、それは「性的な利益を得る 目的で他者をハラスメントすること」と簡潔に示された。同様にヨーロッパ法の影響を受けた 2008年の法律(38) はセクシャル・ハラスメントに平等の視点を取り込んで意味を深化させた。し かしながら2012年、さらなる改正を試みた法律案の議会による可決の後、憲法院により法文の 簡潔さが罪刑法定主義の原則に反すると宣言された<sup>(39)</sup>。この判決を受けて詳細な定義を置く法 律(40)が制定されている。

#### ii 現行法

刑法典法律222-33条は次の2つの言動に関するハラスメントを定める。

- 「I. セクシャル・ハラスメントとは、下劣若しくは屈辱的な性質をもつが故にその尊厳を 侵害し、又はその意に反して威圧的、敵対的若しくは侮辱的な状況を作り出す、反復した性的 又は性差別的な意味合いのある発言又は行為を他者に強要することである。」
- 「Ⅱ. 反復性のない場合、自己又は第三者のために、性的な行為をする現実的又は明白な意図をもって重大な圧力をかける形態はすべてセクシャル・ハラスメントとみなされる。|

この規定は高等教育機関に在籍する学生や教職員を含むすべての者がセクシャル・ハラスメントの被害者や加害者にならないようにと注意を促すものである。さらに国立大学などに勤める教職員に関しては、2016年4月20日の法律 $^{(41)}$ により改正された1983年7月13日の法律 $^{(42)}6$ ter条が次のように定める。

「いかなる公務員も次の処遇を受けることはない。

a) セクシャル・ハラスメント、それは下劣若しくは屈辱的な性質をもつが故にその尊厳を 侵害し、又はその意に反して威圧的、敵対的若しくは侮辱的な状況を作り出す、反復し た性的な意味合いのある発言又は行為から構成される。 b) セクシャル・ハラスメントとみなされること、すなわち反復性がなくても、自己又は第 三者のために、性的な行為をする現実的又は明白な意図をもって重大な圧力をかける形 態のすべて。

特に次のことを理由とした募集、任命、報酬、研修、評価、評点、懲戒、昇進、診断及び配 置転換に関するいかなる措置も、公務員に対してとられることはない。

- 1° 当該発言又は行為の反復性がないとき a)で記された場合を含む前3項に記されたセクシャル・ハラスメントに該当することを受けたか又は受けることを拒否したこと。
- 2° 当該行為をやめるように上司に申し出たこと又は裁判所に訴訟を提起したこと。
- 3° そのようなことを証言したか又はそれらについて語ったこと。

前3項に記載されたセクシャル・ハラスメントを構成することを行ったか又は行うよう命じた公務員はすべて懲戒処分の対象となる。|

#### iii 通達

前に触れた 2013 年の高等教育研究法<sup>(43)</sup> により改正された教育法典法律 712-2 条 4 項 10 号は、運営会議と教学会議の提案に基づき男女平等担当が配置されることを求めている。そこへさらに 2015 年、国民教育相及び高等教育相は大学長、高等教育機関長、研究機関長らに宛てて通達<sup>(44)</sup> を発令し、大学などにセクシャル・ハラスメントの予防とその責務を明らかにした仕組みを整えることを命じる。全 4 章からなる本文の概要を一覧しよう。

第1章はセクシャル・ハラスメントと被害者の保護に関する事項が掲げられ、内部調査の勧めとセクシャル・ハラスメントの被害者の保護が述べられている。第2章の懲戒手続きは4部に分けて説明されている。まず懲戒手続きと刑事手続きの2通りが示され、懲戒権限のある部署は高等教育機関、医療教育機関、科学技術系機関の3者に分けて説明される。その上で懲戒手続きにおける被害者の保護及び安全措置が明らかにされ、専門家への訴えや防御権の尊重が確認されている。懲戒部署による決定につき利用者に対する全国高等教育研究会議の役割が明示されるほか、懲戒部署の発した決定が公表される旨も記されている。第3章は補足事項及び被害者について触れる。それは予防医療一般、大学の予防医療及び健康促進業務、隣接分野の専門家そして平等の使命について言及する。最後の第4章は予防措置であり、そこでは情報提供と研修の重要性が確認されている。

# 2-2 小 括

上記通達に沿った活動として 2016 年、フランスの高等教育研究機関で初めてセクシャル・ハラスメントに反対するキャンペーンが張られた  $^{(45)}$ 。セクシャル・ハラスメントの予防及び対策につき従前より相談室を開設していた大学もあったが、2017 年段階でその数は約 20 と決して多くはなかった  $^{(46)}$ 。 #MeToo 運動の一環で高等教育相は 2017 年 12 月 4 日、パリ・ディドロ大学で開催された国際会議において、高等教育機関はすべて 2018 年の新学期から性的暴力防止規程を作成し、関係者すべてに開かれた相談室を設置しなければならないと忠告した  $^{(47)}$ 。翌 2018 年

3月19日にはパリ・ドフィーヌ大学において「高等教育における性差別的性的暴力をストップする」活動が立ち上げられ<sup>(48)</sup>、同月27日には高等教育相主催の行事において「セクシャル・ハラスメントの予防と対策」がテーマの1つに設定された<sup>(49)</sup>。

もっとも、#MeToo 運動はさらに被害を SNS で告発する #Balancetonporc のうねりを引き起こした。それを受けて公共の場における強姦、性的暴行、セクシャル・ハラスメントなどに関する性的性差別的な暴力への対策を強化する法律<sup>(50)</sup>が 2018 年夏に制定された。特にストリート・ハラスメントの規制を巡り制裁の簡易化が図られた。セクシャル・ハラスメント規制に関する手続き的な改善は一部ここで結実した面がある。

もとより高等教育機関におけるセクシャル・ハラスメントの対策の評価については、数次の法 改正のほか労働衛生安全環境委員会や全国高等教育研究機関会議の活動さらにそれらを支える社 会の動きなどを重ねた上で検討することが必要であろう。

# 3 モラル・ハラスメント規制

#### 3-1 対 策

#### i 背景

人を精神的に追い詰めていくモラル・ハラスメントは 1996 年のヨーロッパ社会憲章に規定が置かれた。フランスはその防止義務を負ったが、そのような外部からの圧力だけでモラル・ハラスメントの規制が進んだわけではなかった。フランス国内で内発的に波紋を引き起こしたものがあった。精神科医マリー=フランス・イルゴイエンヌが『モラル・ハラスメント』と題する著書を刊行し、そこで人を精神的に追い詰めていくモラル・ハラスメントの手法や被害者が絡めとられていく仕組みを詳述した (51)。この医師の分析がそれまで気づかれていなかった問題を労働法学者に発見させたと言われる (52)。1999 年、法制化が試みられた当時の論点はメンタルヘルスに法的な保障を与えるか否かであった。そして先の 2002 年の法律により職場のモラル・ハラスメントの規制がフランス法に導入された。

#### ii 現行法

セクシャル・ハラスメントと同様にモラル・ハラスメントの禁止も刑法で定められている。刑 法典には一般的なモラル・ハラスメントと職場におけるモラル・ハラスメントの2つの禁止が明 記されている。

まず一般的なハラスメントの禁止であるが、先の2018年8月3日の法律により改正された刑法典法律222-33-2-2条は次のような規定を置く。

「身体的又は精神的な健康を損ねることよって引き起こされる生活環境の悪化という目的又は効果をもって繰り返される発言又は行為によって他者をハラスメントすることは、それが8日未満の休業か又はいかなる休業ももたらさない場合、禁錮1年及び罰金15,000ユーロに処する。」

さらに以下の場合、すなわち「謀議をして、複数の者が又は複数の者の各人が反復しているわ

けではなくてもそのうちの一人に唆されて当該発言又は行為を同一の被害者に対して行う場合」 及び「謀議のないとき、複数の者が相次いで反復して当該発言又は行為を同一の被害者に対して 行う場合」、そのような言動をした者は禁錮2年及び罰金30,000ユーロに処される。

加えて重罰要件が5点、列挙されている。すなわち、8日以上完全に休業させた場合、15歳未満の者に対し行った場合、年齢、疾病、障害、身体的若しくは精神的失調若しくは妊娠中という特殊な弱点のあることが明白であるとき又は加害者が知っているときに行われた場合、ネット上で公開された通信サービスを利用して、又はデジタル通信若しくは電子通信のサポートを受けて行われた場合、未成年者が居合わせたか目撃した場合である。上記の要件を2点具備した場合、3年の禁錮及び45,000ユーロの罰金に処される。

他方、職場におけるモラル・ハラスメントを禁止する規定は刑法典法律 222-33-2 条において 次のように定める。

「権利及び尊厳を侵害し、身体的若しくは精神的な健康を損なわせ、又はその将来の職業を 危うくさせる、職場環境の悪化という目的又は効果をもって反復した発言又は行為によって他 者をハラスメントすることは、禁錮2年及び罰金30,000ユーロに処する。|

さらに国立大学などの教職員間のモラル・ハラスメントを禁止する規定は前記 1983 年 7 月 13 日の法律に含まれる。その 6 quinquiès 条は次のように定める。

「いかなる公務員も、権利及び尊厳を侵害し、身体的若しくは精神的な健康を損なわせ、又はその将来の職業を危うくさせる、職場環境の悪化という目的又は効果をもつモラル・ハラスメントという反復する不正行為を受けることはない。

特に次のことを理由とした募集、任命、報酬、研修、評価、評点、懲戒、昇進、診断及び配置転換に関するいかなる措置も、公務員に対してとられることはない。

- 1° 前項に定められたモラル・ハラスメントという不正行為を受けたか又は受けることを拒否したこと。
- 2° 当該不正行為をやめるように上司に申し出たこと又は裁判所に訴訟を提起したこと。
- 3° そのようなことを証言したか又はそれらについて語ったこと。

上記で定義された不正行為を行ったか又は行うよう命じた公務員はすべて懲戒処分の対象となる。|

この公務員法のモラル・ハラスメント規定は、すべての職場におけるモラル・ハラスメントを禁止する刑法典法律 222-33-2 条に対応する。なお、私立校を含む民間の職場における法的規制は労働法典法律 1152-1 条ないし 1152-6 条に置かれている。

# iii 通 達

国民教育省では 2007 年 2 月 27 日付けで職場におけるモラル・ハラスメントに関する公務員の保護についての通達<sup>(53)</sup>を出している。この通達は冒頭において総局長、局長、総視察学長、国民教育研究行政総視察局長、国民教育調停人、大学区長、公立高等教育機関長及び局長、研究機関長及び局長、大学区視察官及び県国民教育局長が名宛人として挙げられているが、可能な限り

多くの人に示すようにと付言されている。内容的には大きく5章に分けられる。

第1は職場におけるモラル・ハラスメントの定義である。これは法律による広い定義を確認し、一定の行為がモラル・ハラスメントに該当するかどうかを示す。上役からなされた叱責や、時に生じる同僚間での緊張関係の高まり、業務のやり方をめぐるトラブルとはそれを混同しないことを慎重に求めている。第2は職場におけるモラル・ハラスメントの予防である。リスク回避のための年次計画の策定が呼びかけられ、情報提供と研修会の実施が勧められている。第3は職場におけるモラル・ハラスメント防止の責任者である。まずメンタル・ヘルスに関する問題のあることに気づき、それがモラル・ハラスメントにあたるかどうかを判定する者として予防担当医や隣接の専門家が挙げられる。次いでモラル・ハラスメントであるときの取り扱いが記されている。第4は法的措置につき、まずは調停人制度のあることが明記されている。これは1998年に創設された教育法典法律23-10-1条に依拠した調停制度で、大学までの教育課程のすべてにつき教員側からも学生側からも利用することができる相談窓口のようなものである。そこで納得がいく解決を得られなかった者などは訴訟を提起することができる。それには行政を相手方とする訴訟のほか加害者を相手方とする訴訟の提起さらには高等差別禁止平等対策機関への付託が含まれる。そして最後は、モラル・ハラスメント行為者の処分である。行政上の懲戒のほか、上記の刑法を根拠とする刑罰を科す旨が確認されている。

#### 3-2 小 括

先に触れた通り、公務員法のモラル・ハラスメントの規定は刑法の規定と対応する。その規定は数次の改正を受けていることからモラル・ハラスメントの射程範囲も広がってきている。刑法にはハラスメント一般を禁止する規定がモラル・ハラスメントを禁止する章に置かれている。これはセクシャル・ハラスメントと職場におけるモラル・ハラスメントを統合して設けられた規定である。この規定は本稿の冒頭で触れたスクール・ハラスメントや近年のサイバー・ハラスメントなどの嫌がらせを禁止するための根拠規定にもなっている。

またモラル・ハラスメントの規定の仕方が簡易であるため、民間企業をめぐる判例を中心にしてその内容を明らかにする作業が進んでいる。判例も変遷があり、かつてはハラスメントの行為者の意思が重視されたが、その放棄により論点は組織の運営方法に移っている<sup>(54)</sup>。マネージメント・ハラスメントや集団的ハラスメントという用語が飛び交い、企業における心理社会リスクを低減する仕組みが構築されてきている。その展開を踏まえて、高等教育機関の長も労働法典の一般予防原則に基づく措置を実施する責任を負い、高等教育研究機関における心理社会リスクの発現の予防を求めている。

高等教育機関におけるモラル・ハラスメント規制を正確に理解するには、累次の法改正のほか 判例の展開、特に整備されつつある心理社会リスクに関する労務管理の検証をする必要があるだ ろう。

# V 総括

本稿はフランスの高等教育機関を舞台とするいじめやハラスメントにはどのようなものがあるのか、それを知るために主にメディアの提供する断片的な情報を素材にしてきた。そこから垣間見えてきたものは、メディアの視線がハラスメントの一種としての学生間のいじめ、学生と教員の間で発生するセクシャル・ハラスメント、教職員の間で行われるモラル・ハラスメントという大きく3つの領域に向けられていることであった。

学生間のいじめでは、集団で動けなくさせたり見た目を汚させたりすることが行われていた。 飲酒の強要も疑われた。学生や教職員の入り混じる男女間の暴力的要素のあるトラブルでは、場 違いな性的振る舞いをされて屈辱を耐え忍んでいる女性たちがいた。さらに職場のハラスメント では、無神経な言動が教職員の心身の健康を損なわせてキャリアの変更を余儀なくさせたり自殺 にまで追い込んだりしていた。

その対策はまずは身近なところで行われていた。第一次的には学内で予防することが期待され、発生してしまった場合も学内処理が求められていた。それらが功を奏さなかったとき、高等教育省に直属する視察官の調査や、高等教育相の諮問機関である全国高等教育研究機関会議の審査が始められた。関係者にはそれらの機関に不服を申し立てたり、各種の裁判所に訴えたりする道が開かれていた。

法的には学生が"個人の尊厳"を侵され、品位を落とさせられたり辱められたり落命するほどに飲酒を強要されたりしたのかということが問題になる。性的な言動に関しても、受けた側の"個人の統合性"が侵されたのかが争点となる。職場のハラスメントでも、被害者の個人の尊厳や諸権利が侵害され、保護されるべき心身の健康が損なわれ、ひいては就労の場である学内の教育研究環境が悪化しているのかということが検証されることになる。

フランスではいじめやハラスメントの取り締まりは最終的には法律による。それは窮地に立たされた個人を国家が救出するという文脈で対応するからである。いじめやハラスメントの規制の基礎にあるのは自律できる個人という人権論であり、その保障を担保するのは私人間のことであれ国家が用いる刑罰権である。これがいじめやハラスメントに向き合うときのフランス法の一大特徴である。その法的仕組み<sup>(55)</sup> や判例の検討などについては稿を改める。

《注》

- (1) Julie-Anne De Queiroz, Les multiples formes du harcèlement en fac et dans les grandes écoles, Le Figaro, 26 novembre 2013.
- (2) ティエリ・マラン (夏目達也訳)「フランス高等教育における学位・免状制度」大学評価・学位研究 16号 (2014年) 30頁。
- $(3) \quad http://www.education.gouv.fr/cid132822/resultats-de-la-session-de-juin-du-baccalaureat-2018.html$
- (4) Le droit fait rêver mais pas toujours réussir, Le Monde, 3 octobre 2012.

- (5) 国民教育省には高等教育研究イノベーション促進に関する組織が置かれているが、その名称は政権 により異なる。本稿では国民教育省のほか高等教育省の名称で統一する。
- (6) 学生組合にはフランス全国学生連盟(UNEF)、アルザス・モーゼル学生連盟(FAGE)、学生団体連合(PDE)、フランス全学生連盟(SGEN-CFDG)等が、教員組合には高等教育教員組合(SNESUP-FSU)、高等教育・研究機関所属教員・研究者組合(Sup'Recherche-UNSA)、フランス全国高等教育・研究・文化関連技術職員・研究職員・図書館員組合(SNPTES)等がある。そのほか全国いじめ防止委員会(CNCB)、高等教育セクシャル・ハラスメント対策反性差別防止協会(CLASCHES)等のいじめやハラスメントの問題に特化した団体もある。
- (7) Benjamin Masse, Rites scolaires et rites festifs: les « manières de boire » dans les grandes écoles, Sociétés contemporaines, 2002/3, n° 47, pp. 101-129.
- (8) Séverin Graveleau, Comment le bizutage à la fac de médecine de Créteil a été annulé, Le Monde, 13 octobre 2016; Le Figaro Etudiant, Bizutage à la fac: le président de l'UPEC demande l'annulation du week-end d'intégration, Le Figaro, 17 octobre 2016. 日本学術振興会「ニュース・フランス パリ東クレテイユ大学におけるいじめ: Najat Vallaud-Belkacem 国民教育・高等教育・研究大臣は国民教育・研究管理一般監査 (IGAENR) に入念な調査を指示」海外学術情報ポータルサイト (2016 年)参照。
- (9) Marylène Carre et Simon Gouin, Le week-end d'intégration à la fac de médecine de Caen annulé en raison d'une enquête pour bizutage, Le Monde, 23 octobre 2017; V.G., Caen: le week-end d'intégration annulé pour des soupçons de bizutage, Le Parisien, 23 octobre 2017.
- (10) Mort d'un étudiant rennais lors d'un week-end d'intégration, Le Monde, 2 octobre 2017 ; Romain Baheux, Week-ends d'intégration : « La mort de mon frère doit servir d'avertissement », Le Parisien, 6 octobre 2018.
- (11) Louis Heidsieck, L'ESCP interdit les week-ends d'intégration après des débordements «violents», Le Figaro, 31 octobre 2017; La direction d'ESCP Europe interdit les week-ends d'intégration, Le Monde, 2 novembre 2017.
- (12) Yves Tréca-Durand, Des étudiants des arts et métiers tatoués à la cuillère brûlante lors d'un rituel d'intégration, Le Monde, 19 décembre 2017 ; Le Figaro Etudiant, 16 étudiants « tatoués » à la cuillère brûlante lors d'un rituel aux Arts et métiers, Le Figaro, 19 décembre 2017.
- (13) Claire Raynaud, Une enquête ouverte au CHU de Toulouse après un bizutage dégradant à l'école d'infirmières, Ladepeche.fr, 6 septembre 2018 ; Enquête interne sur le bizutage d'élèves infirmiers au CHU de Toulouse, Le Monde, 7 septembre 2018.
- (14) Eric Nunès, « On s'habitue au bizutage, on en garde même de bons souvenirs », Le Monde, 9 avril 2015.
- (15) Benoît Gilles, Plusieurs plaintes déposées pour harcèlement sexuel à l'université d'Aix-Marseille, Marsactu, 6 octobre 2017 ; Harcèlement sexuel. Un directeur de recherche du CNRS à Marseille révoqué, Ouest-France, 14 novembre 2017.
- (16) Nathalie Brafman et Camille Stromboni, Harcèlement sexuel à l'université: une difficile levée de l'impunité, Le Monde, 4 décembre 2017; Nathalie Brafman, Harcèlement sexuel à l'université: « Il s'est servi de mes failles », Le Monde, 4 décembre 2017.
- (17) Ronan Tésorière, Polémique sur des cas de harcèlement sexuel à l'université Rennes 2, Le Parisien, 26 mai 2016; Un professeur d'université mis en examen pour le viol d'une étudiante, Le Monde, 23 janvier 2017.
- (18) Marc-Antoine Lainé, Un professeur suspendu cinq ans, Le 7, 30 août 2016; Marie-Ange Cristofari, Université de Poitiers: un professeur, accusé de harcèlement, révoqué par le CNESER, France 3 Nouvelle-Aquitaine, 28 septembre 2018.

- (19) Lutte contre le haecèlement sexuel à l'université: une sanction qui doit en appeler d'autres!, Communique de presse du Clasches, 12 juin 2018; Maïté Darnault, Harcèlement sexuel à Lyon-II: le professeur fait appel, la fac veut « briser l'omerta », Libération, 9 juillet 2018.
- (20) セリーヌ・ヴァンゼル (小野寺倫子訳)「フランスにおける博士論文の執筆」北大法学論集 63 巻 6 号 (2013 年) によれば、学生は指導教員の好みまで意識して論文を作成している。
- (21) Nathalie Brafman et Camille Stromboni, op. cit.
- (22) Harcèlement moral à l'université : un prof condamné à Grenoble, SNESUP-FSU -Université de Savoie, 13 octobre 2009.
- (23) Sylvie Ollitrault, Une agrégée de philo se suicide : « un vieux mal universitaire français », L'Obs Rue 89, 19 novembre 2008 ; Emmanuel Davidenkoff, Ce suicide qui dénonce le recrutement universitaire, L'Express, 30 mars 2011.
- (24) Isabelle Rey-Lefebvre, Plainte pour harcèlement moral après un suicide à Paris-VI, Le Monde, 29 septembre 2014.
- (25) Décision du 10 septembre 2018, Le Bulletin officiel de l'Enseignement Supérieur, de la Recherche et de l'innovation, n° 35 du 27 septembre 2018 ; CLASCHES, Lettre ouverte de 28 août 2018 Université Grenoble Alpes ; Florent Mathieu, Serge Dufoulon relaxe de faits de harcèlement : le professeur de l'UGA victime d'une « cabale » ou au-dessus du droit pénal ?, Place Gre'net, 3 septembre 2018 ; Serge Dufoulon, L'horreur du harcèlement moral au travail à l'Université Grenoble Alpes, Blog Mediapart, 5 septembre 2018.
- (26) Camille Thomine, Le burn-out des labos, Le Monde, 17 février 2014 ; Isabelle Rey-Lefebvre, A l'université, les cas de souffrance au travail se multiplient, Le Monde, 29 septembre 2014 ; Josette Féral, Une Huronne à Paris ... ou les dérives de l'université française, Libération, 16 novembre 2017.
- (27) http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid57994/integration-des-nouveaux-etudiants-halte-aux-derives.html
- (28) Loi n° 2017-86 du 27 janvier 2017 relative à l'égalité et à la citoyenneté.
- (29) Loi n° 98-468 du 17 juin 1998 relative à la prévention et à la répression des infractions sexuelles ainsi qu'à la protection des mineurs ; Circulaire n° 99-124 du 7 septembre 1999, Instruction concernant le bizutage.
- (30) Séverin Graveleau, Bizutage: savez-vous ce que prévoit la loi?, Le Monde, 13 septembre 2016.
- (31) 全国大学学校生活センター (CNOUS)、大学区長会議 (Conference des recteurs)、フランス技術者学校長会議 (CDEFI)、グランゼコール会議 (CGE)、大学長会議 (CPU)、アルザス・モーゼル学生連盟、学生の声 (Parole Étudiante)、全国フランス学生連盟、全国大学間連盟 (UNI) である。
- (32) http://www.drogues.gouv.fr/actualites/milieu-etudiant-une-charte-encadrer-securiser-evene ments-dintegration-festifs
- (33) Séverin Graveleau, Le bizutage, un délit peu condamné, Le Monde, 22 septembre 2016.
- (34) Joséphine Lebard, Faut-il interdire les week-ends d'intégration?, Le Monde, 6 septembre 2016.
- (35) Loi n° 92-684 du 22 juillet 1992 portant réforme des dispositions du code pénal relatives à la répression des crimes et délits contre les personnes. この法律に関連して、山崎文夫「フランスのセクハラ法」比較法制研究 17 号(1994 年)参照。
- (36) Loi n° 98-468 du 17 juin 1998 relative à la prévention et à la répression des infractions sexuelles ainsi qu'à la protection des mineurs.
- (37) Loi n° 2002-73 du 17 janvier 2002 de modernisation sociale ; Décision n° 2001-455 DC du 12 janvier 2002.
- (38) Loi n° 2008-496 du 27 mai 2008 portant diverses dispositions d'adaptation au droit

- communautaire dans le domaine de la lutte contre les discriminations. この法律に関連して、鈴木尊 紘「フランスにおける差別禁止法及び差別防止機構法制」外国の立法 242 号(2009 年)参照。
- (39) Décision n° 2012-240 QPC du 4 mai 2012. この判決に関連して、山﨑文夫「フランス憲法院刑法典セクシュアル・ハラスメント罪違憲判決」平成法政研究 17 巻 1 号 (2012 年) 参照。
- (40) Loi n° 2012-954 du 6 août 2012 relative au harcèlement sexuel. この法律に関連して、服部有希「(フランス) セクシャル・ハラスメント罪に関する規定の改正」外国の立法 25 巻 1 号 (2012 年)、山崎文夫「フランスのセクシャル・ハラスメントに関する 2012 年 8 月 6 日の法律及び司法大臣通達」平成法政研究 17 巻 2 号 (2013 年) 参照。
- (41) Loi n° 2016-1691 du 9 décembre 2016 relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique.
- (42) Loi n° 83-634 du 13 juillet 1983 portant droits et obligations des fonctionnaires.
- (43) Loi n° 2013-660 du 22 juillet 2013 relative à l'enseignement supérieur et à la recherche.
- (44) Circulaire n° 2015-193 du 25 novembre 2015 sur la prévention et le traitement du harcèment sexuel dans les établissements publics d'enseignement supérieur et de recherche relevant du ministère de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche.
- (45) 参加した機関は新ソルボンヌ大学、パリ・デカルト大学、パリ・ディドロ大学、パリ第 13 大学、国立東洋言語文化学院(Inalco)、パリ政治学院(Sciences Po)、公衆衛生高等研究院(EHESP)、国立科学研究センター(CNRS)のソルボンヌ・パリ・シテ大学(USPC)を構成する 8 機関である。AFP, Harcèlement sexuel à l'université: un nouveau programme de lutte à la Sorbonne, L'Express, 15 février 2016.
- (46) Marlène Thomas, Harcèlement sexuel : dans l'enseignement supérieur, des cellules d'écoute au compte-gouttes, Libération, 4 novembre 2018.
- (47) Camille Stromboni, Harcèlement sexuel : des mesures pour l'université, Le Monde, 4 décembre 2017.
- (48) Caroline Pain, Universités: 65 cellules s'activent contre le harcèlement sexuel, Les Echos Start, 4 octobre 2018.
- (49) http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid127975/journee-nationale-sur-le-doctorat-%C2%96-27-mars-2018.html
- (50) Loi n° 2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes.
- (51) マリー = フランス・イルゴイエンヌ (高野優訳)『モラル・ハラスメント』紀伊國屋書店 (1999年)、特に 316 頁以下。
- (52) Jean-Michel Lattes, Harcèlement moral et démission du salarié, Marc Nicod (dir.), *De la volonté individuelle*, Presses de l'Université Toulouse 1 Capitole, 2009, pp. 273-283.
- (53) Circulaire n° 2007-47 du 27 février 2007, Harcèlement moral au travail, Le bulletin officiel de l'éducation nationale, n° 10 du 8 mars 2007.
- (54) Loïc Lerouge「フランス法におけるモラルハラスメント」JILPT 労働政策フォーラム「欧州諸国における職場のいじめ・いやがらせの現状と取り組み」(2013年);大和田敢太『職場のいじめと法規制』日本評論社(2014年)参照。
- (55) 拙稿「ハラスメント規制 日仏比較 」文京学院大学外国語学部紀要 18 号 (2019 年)。

# Hazing and Harassment in French Higher Education Institutions

#### Naoko ICHIKAWA

#### Abstract

The main purpose of this paper is to provide an overview of the issue of hazing and harassment in French Higher Education Institutions. The author also examines the countermeasures that have been put in place according to the French legal framework.

Three cases of hazing and harassment as presented in the media were analyzed. The first case involved forced over-drinking and humiliation initiation tactics against new students. In addition to drawing attention to the fact that hazing is unlawful, the Ministry of Higher Education has also implemented a code of conduct charter that university student association members are now required to follow. The second case was one of sexual harassment of female students by male teachers, who were found to have abused their faculty status. In response to this, the Ministry now requires all universities to implement harassment prevention measures. The third case examined psychological and moral harassment among university staff and faculty. A general definition of moral harassment is defined under French law, and the courts have worked to enforce it with a view to improve the health and safety of all university staff and faculty.

Finally, all three of these cases of hazing and harassment were found to be prohibited under the French Criminal Code, which legislates that all citizens are entitled to respect and value.